

北杜市運動部活動方針

令和6年4月
北杜市教育委員会
(平成30年4月策定)
(令和6年1月改定)

1 活動方針策定の趣旨等

北杜市教育委員会では、中学校及び高等学校を対象とし、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、学校における体制整備等を推進するため「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和5年12月)及び「やまなし運動部活動ガイドライン」に則り、「北杜市運動部活動方針」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長及び運動部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、運動部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動を設置する。
- 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

運動部顧問及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下の基準とする。

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「スポーツ庁ガイドライン」、「やまなし運動部活動ガイドライン」を踏まえるとともに、「北杜市運動部活動方針」に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

校長及び運動部顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、以下の点に配慮し、見直しを行う。

- ◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ◆運動部顧問は、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を明記して、シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけた計画を立てる。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

○ 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化状況にあり、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動を設置する。

その際、新たに運動部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

○ 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないように、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。

北杜市文化部活動方針

令和6年4月
北杜市教育委員会
(令和元年9月策定)
(令和6年1月改定)

1 活動方針策定の趣旨等

北杜市教育委員会では、中学校及び高等学校を対象とし、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、学校における体制整備等を推進するため、「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和5年12月)及び「やまなし文化部活動ガイドライン」(令和元年7月)に則り、「北杜市文化部活動方針」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

校長及び文化部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて「やまなし文化活動ガイドライン」及び「北杜市文化部活動方針」に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆文化部顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、文化部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部活動を設置する。
- 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長、文化部顧問等及び学校関係者は、体罰等を根絶する取組を徹底する。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

校長及び文化部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、文化部活動の指導者は、休養を適切にとることが必要であること、過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(大会等前4週間)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「やまなし文化部活動ガイドライン」を踏まえるとともに、「北杜市文化部活動方針」に則り、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者、保護者の負担が過度とまらないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動を設置する。

その際、新たに文化部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

さらに、文化部活動の中には地域の中で活動をする例も多く、地域の人々との関わりにより、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、優れた地域文化や伝統の継承を担う人材育成の契機にもなるため、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能な芸術文化等の活動ができるよう環境整備に努める。